

## 渡航自粛の要請について

外務省及び厚生労働省において、水際対策上特に懸念すべき変異株等指定国・地域に指定した国・地域及び感染症危険情報レベル3対象国・地域に指定した国・地域については、我が国への帰（再入）国を前提とした短期渡航について、当分の間、中止するよう改めて強く要請いたします。

（注1）外務省及び厚生労働省において、水際対策上特に懸念すべき変異株等指定国・地域に指定した国・地域については、以下をご覧ください。



<http://www.moj.go.jp/isa/content/001348857.pdf>

（注2）感染症危険情報レベル3対象国・地域については以下のホームページをご覧ください。



【外務省 HP】 [https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2021T051.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T051.html)

出入国在留管理庁